

1965.11. 26

No. 5 8

発行所 福生町役場
 発行兼人 総 務 課
 編集人
 印刷所 昭和印刷 K K



歳末

たすけあい運動に

ご協力を

お願いします

自治大臣の承認を得た
 四年間の財政再建計画

総事業費八億九、六五〇万九千円
 赤字解消額は九一四五万四千円

当町の財政再建につきまして、去る六月二十五日発行の「広報ふっさ」臨時号によって財政の現況、地方財政再建促進特別措置法等のあらましをお伝えいたしました。その後準用指定の申し出議決と自治大臣の承認、財政再建計画の策定、議決及び自治大臣への承認申請等を経て、去る十月十五日付をもつて計画の承認を得ることができました。

この財政再建計画は、こんご町が町民福祉のために必要な行政水準を確保しながら赤字を計画的に解消することを目的として策定したもので、福生町の健全かつ長期的な財政運営の基本となるものであるといえます。
 この意味におきまして、計画は町民の皆さまひとりひとりの生活と密接なつながりをもつものであり、また、是非とも皆さまにご理解いただきまして、ご協力を賜わらなければ、その達成が不可能

なものであります。
 以下、計画要領をお知らせいたしまして、皆さまがたのご理解を得たいと存じます。

財政再建

計画書の概要

一、赤字額

九、一四五万四千円(昭和三十九年度一般会計決算赤字)

二、再建期間

昭和四十年年度から昭和四十二年度までの四年間

三、赤字解消の年度別計画額

赤字は、原則として四年間とも平均して解消(なくす)することとされておりますが、当期の場合年度別の行政規模がそれぞれ異なりますので、それらを考慮のうえ、解消計画額を定めております。

年度別解消額はつぎのとおりです。

年度別	金額
昭和40年度	11,000,000円
昭和41年度	25,500,000円
昭和42年度	30,000,000円
昭和43年度	24,954,000円
合計	91,454,000円

四、再建の基本方針及び具体的措置

3、赤字の計画の解消
 4、一貫した事業計画をたて、かつ、できる限り効率的投資を行なう。
 以上が基本的な考え方で、それがさらに具体的に掘り下げたのが、つぎの各事項であります。

(一) 歳入に関する事項

歳入のうち大半を占めるのが町税であります。当町ではすでに他の市町村に比較し、また、全国的に見ても相当地い徴収実績をあげており、これをさらに高めるのはなか／＼困難なことではありません。したがって、町税においては、現行実績の確実な維持と課税もれのないように力を注ぐべきであると考えます。
 手数料及使用料は、他の近隣市町村または福生町とよく似ている団体(類似団体といふ)との均衡をはかり、また、財産収入については、特に処分できる資産の効果的な処分を考えることとし、その早急な対策を講ずるよう考慮しております。最後に分担金及び負担金ですが、これは住民皆さまの受益の問題及び負担の限度等が考慮されなければならず、少なくとも負担過剰とならない範囲で措置するよう定めております。

1、経常支出(一般消費)における冗費の節減
 2、職員増員の抑制

(次ページ)

1 事 業 計 画

(単位千円)

事業名	昭和40年度					昭和41年度					昭和42年度					昭和43年度				
	事業費	財 源 内 訳			一 般 財 源	事業費	財 源 内 訳			一 般 財 源	事業費	財 源 内 訳			一 般 財 源	事業費	財 源 内 訳			一 般 財 源
		特 定 財 源					特 定 財 源					特 定 財 源					特 定 財 源			
		補助金	起 債	その他			補助金	起 債	その他			補助金	起 債	その他			補助金	起 債	その他	
町立第2小学校増改築工事	67,189	61,411	2,500		3,278	9,345	3,567	3,200		2,578										
町立第3小学校改築工事	54,396	49,146	1,700		3,550	73,923	62,251	2,100		9,572	500			500						
町立第4小学校改築工事						36,677	31,645	1,300		3,732	32,394	27,848			4,546	500				500
町立第5小学校建設工事															49,395	20,845	18,200			10,350
町立第6小学校建設工事											41,772	17,388	15,200		9,184	34,631	14,268	12,400		7,963
町立第1小学校小使寮移設工事											825				825					
町立第1中学校改築工事	102,477	93,927	3,100		5,450	900				900										
町立第2中学校(仮称)建設工事	75,109	46,907	15,300		12,902	9,908	5,199	2,300		2,409	2,661	1,494		1,167	23,272	11,709	6,500		5,063	
都市計画街路整備	6,200	2,000	3,000		1,200	16,532	10,800	2,000		3,732	38,988	26,000	4,000		8,988					
消防施設整備	950	240			710	950	200			750	950	200		750	950	200				750
公園整備	1,500	500			1,000	3,000	1,000			2,000	9,000	6,000	2,000	1,000	17,000	11,000	3,000		3,000	
都市下水路整備	1,400				1,400	1,400				1,400	1,400			1,400						
基地外排水路聯露	51,500	50,000			1,500	16,409	10,800	3,300		2,309	15,000	10,000	3,000	2,000	22,350	14,800	4,400		3,150	
一般町道整備	17,538	7,719		402	9,417	11,120	6,600			4,520				4,000					4,000	
失対事業	2,823				2,823	2,000				2,000										
車輛購入	1,600			150	1,450	1,400				1,400	1,400			1,400						
消防車庫整備	500				500															
小中学校内部等改修	4,000				4,000										2,000					2,000
西多摩衛生組合分担金	12,525				12,525	3,650				3,650	3,650			3,650	3,650					3,650
町営住宅整備	700			700	700					700				700	700					700
その他の雑工事	500				500															
合 計	400,907	311,850	25,600	1,252	62,205	187,914	132,062	14,200	700	40,952	149,240	88,930	24,200	700	35,410	158,448	72,822	44,500	700	40,426

2 総 事 業 費 (単位千円)

4ヶ年間の総事業費	財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源
	補助金	起 債	その他	
896,509	605,664	108,500	3,352	178,993

(前ページから)
 (一)歳出に関する事項
 歳出については、全体的に各費目への財源の割り振りを考え、類似団体等を参考のうえ、その額及び率を定めることとしております。まず人件費ですが、殊に期末勤勉手当(夏及び年末手当等)は、国の基準によることとし、また、組織の合理化、職員の配置変更等を行なうことにより、職員の増員を防ぐ方針であります。物件費(消耗品、その他)の一般事務費(はすでに昭和三十九年度において相当削減しておりますが、なお一層冗費の節減につとめ、同時に諸施設の維持補修等についても、あらかじめ施設管理に意を用い、補修の原因となる事故の発生を予防したいと考えております。また、補助金、分担金等についても、法令で定められた制限額をかたく守り、大巾な節減を行ない、行政効果のあがらないものまたはその効果の低いものについては適切な削減措置を講ずる考えであります。建設事業については、特に教育施設の整備を中心とした事業計画をたて、さらに計画された事業であつても、その内容の検討を行ない、効率的な投資を行なうものであります。
 なお、他会計への繰出金は一定額を定め、さらに特別会計自身の健全化をはかるよう努力するものであります。また、一時借入金については、資金計画等により合理的な運営を行ない、できる限り利子をなくすべきであると考えております。
 以上、歳入歳出面にわたり計画の概要をお伝えしましたが、この計画における考え方は、町財政再建の基本方針でありますので、町民皆さまのご協力をお願いしまして、一日も早く赤字をなくし、より健全な町発展のため努力してゆく所存であります。
 福生町長 石川常太郎

議案報告

第三回定例会は十月二十一日に開会され、同二十九日までの会期九日間をもつて行なわれました。各議案の審議は議事日程にしたがって慎重な審議が行なわれましたが、第一日本会議では五議案が可決または同意され、他は各委員に付記され、さらに細部にわたって審議されることになりました。

山崎良之助氏を教育委員に選任

教育委員に選任

第一日本会議議々決事項

▼権利の放棄について
▼損害賠償の額を定めることについて。
▼東京都町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

▼東京都町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約
▼損害賠償の額を定めることについて。
▼東京都町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

▼教育委員一名の任期満了にともない、つぎのものを教育委員に選任するため、議会の同意を求めらるる。

第一、福生町教育委員の選任
第二、氏名 山崎 良之助
第三、職名 福生町大字福生一、〇四五番地一
第四、つぎのものが、福生町表彰条例の規定に該当するので、規定により議会の同意を求めらるるもの。
第五、埼玉銀行福生支店
第六、福生町婦人会

補正予算、その他

重要議案等を可決

第二日本会議は十月二十九日に開会され、第一日本会議で各委員会に付託されていた議案の審議経過並びに結果について、各委員長から報告があつたあと、採決にうつり、いづれも原案どおり可決または採決して、閉会しました。

▼第二日本会議議々決事項
▼福生町特別会計案例の一部を改正する案例
公益質屋事業会計を、地財法の準用指定にともしない、特別会計に加えるもの。
▼議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する案例の一部を改正する案例

▼福生町の一般職員の給与に関する案例の一部を改正する案例
財政再建計画の議決のうち、期束手当の支給率を改めるもの。
▼福生町職員定数案例の一部を改正する案例

▼昭和四十年年度福生町一般会計補正予算(第四号)
歳入歳出予算の総額に四、八七八万九千円を追加し、総額を七億三、四七八万八千円とするもので、款別の主なものは次のとおりです。

▼歳入
町税一、一〇八万九千円増、地方交付税一、一六六万九千円減、国庫支出金五、六三三万二千円増都支出金三、四二二万円増、財産収入一、四六七万五千円減、町債五、四〇万円増

▼歳出
総務費一五四万一千円減、民生費二〇二万一千円減、衛生費四〇一万七千円増、土木費六、三三四万円増、公債費一六三万二千円減、前年度繰上充用金三五四万六千円減

▼昭和四十年年度福生町公益質屋特別会計予算
歳入歳出予算の総額を四六八万一千円と定める。
▼昭和四十年年度福生町福生都市計画画福生土地地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)
今回追加額を一、〇五六万四千円とし、歳入歳出予算の総額を二、九九一萬四千円とする。

▼昭和四十年年度福生町と畜場特別会計補正予算(第二号)
今回追加額を二、九四万一千円とし、歳入歳出予算の総額を二、〇八五万五千円とする。
▼昭和四十年年度福生町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
今回追加額を二、六七万四千円とし、歳入歳出予算の総額を五、六四〇万一千円とする。

▼昭和三十九年度福生町水道事業会計決算認定について
▼加美地区の雨水等排水に関する請願書
▼町立小中学校の施設並びに運営に関する陳情書

加美平東部地区の仮換地指定について
福生都市計画福生加美平土地地区画整理事業(東部地区)の仮換地指定が、十月十八、十九日に行なわれましたが、この通知を拒否された方々に対して、つぎのとおり公告により通知に変えましたからお知らせします。

福生町告示第三十五号
福生都市計画福生加美平土地地区画整理事業施行に関し、つぎの者に対する仮換地指定通知の書類の内容を土地地区画整理法第一三三条の規定にもつぎ、別紙のとおり公告する。
昭和四十年十一月九日
福生都市計画福生加美平土地地区画整理事業施行者
福生町長 石川常太郎 副

八巻 一弥 吉野 美照
河村 一郎 桑林 盛海
古谷幸三郎 佐藤 忠重
(別紙省略)

火災は 一一九番へ

灰じん、ということばがあります。火災は文字どおり、すべてを灰じんにしてしまします。そして、火災の大半は火の不始末から起こるようです。とくに歳末における火災は悲惨です。人々がたのしいお正月を迎えるというのに、冬空に泣かかねばなりません。
なにがなんでも火の用心、をお忘れなく……。
なお、火災シーズンに入り、福生町消防団では十二月一日から来年三月三十一日までの毎晩、夜間の常備消防を設置し、万全を期することにいたしましたので、みなさんのご協力をお願いします。